

高校生に対する金融に関する講演を行いました

生活スキルとしての金融リテラシーを身に付けるために

2月8日、宮古総合実業高校において金融に関する講演を行いました。講演を行った体育館には3年生と先生方を合わせて、およそ140名が集まり熱心に聴講していました。

講演では、社会人になる前につけておきたい金融知識を中心に説明を行ったほか、大学生などの若者を狙った「名義貸し」の被害が県内で相次いだ状況を踏まえ、金融犯罪の手口についても寸劇を交えた解説を行いました。

生徒からは、「社会人になる前や一人暮らしをする前にいろいろな



講演の様子

詐欺があることや詐欺被害に遭わないための注意点を知ることができてよかった。」「多重的債務にならないようラ

講師を派遣しています

金融との関わりを持つことが避けられない現代社会において、より良い暮らしを送っていくためには、①計画性のない支出を抑えるなど適切な家計管理の習慣化、②死亡・疾病などの不測の事態や教育・住宅取得・老後の生活などに備えた生活設計、③それぞれの生活設計に合わせた金融商品を適切に利用選択する知識・判断力を身に付けること、がますます重要となっています。

金融監督課では、金融に関する出前講座を実施していますので、皆様の職場・学校・自治会などの会議・研修会などで講演のご要望がありましたら、お気軽にご相談ください。講演料、交通費は一切必要ありません。

<金融に関する講演テーマの例>

- 金融犯罪被害にあわないために（ヤミ金融、振り込み詐欺、未公開株などによるトラブルなど）
- 金融取引の基礎知識（高校生・大学生などこれから社会に出る方へ「基礎から学べる金融ガイド」）

財務部金融監督課

☎ 098-866-10095

下請取引適正化推進講習会 取引条件相互に築く未来と信頼

※平成29年度「下請取引適正化推進月間」キャンペーン標語

総務部公正取引室と経済産業部中小企業課では、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」といいます。）の迅速かつ効果的な運用、違反行為の未然防止、下請中小企業振興法に基づく振興基準の遵守の指導などを通じて、下請取引の適正化を図っています。特に、毎年11月には「下請取引適正化推進月間」として、普及・啓発事業を集中的に行っており、その一環として、平成29年11

21日（火）に那覇市で「下請取引適正化推進講習会」を開催しました。講習会では、下請法及び下請中小企業振興法の解説、下請かけこみ寺の紹介を行いました。

また、政府におきましては、中小企業・小規模事業者の活力向上に向けて、取引条件の改善に取り組んでいます。その中で、各種運用基準の見直しを行うとともに、各業界団体に「自主行動計画」の策定と着実な実行を要請し、適正取引や付加価値向上の浸透・徹底に取り組んでいます。

下請取引に関するご相談や質問は、次の窓口までお気軽にお問い合わせください。

＜相談窓口＞

内閣府沖縄総合事務局
総務部公正取引室

☎ 098-866-0049

経済産業部中小企業課

☎ 098-866-1755

・下請かけこみ寺

☎ 0120-418-618



講演会の様子